

サポートだより NO. 1

令和7年6月改訂（平成14年8月発行）

大阪府 障がい者自立相談支援センター
（知的障がい者支援課）

とくしゅう

特集 ひとりだちへ むけて・・・

◆ 障 害 基 礎 年 金 の 紹 介

障がいがある人には、20歳をすぎると 障害基礎年金の制度があります。

障害基礎年金がもらえるかどうかは、日本年金機構が審査をして 決めます。

働いている人も もらうことができますが、本人の収入や障がいの程度が基準に合わないと、もらえないことも あります。療育手帳の程度では 決まりません。

年金の程度	1 級	2 級
どんな人がもらえるの？	障がいが重い人	障がいが比較的軽い人
もらえるお金	2か月ごとに17万円くらい	2か月ごとに13万円くらい

◎ 年金の受給が決定したら・・・

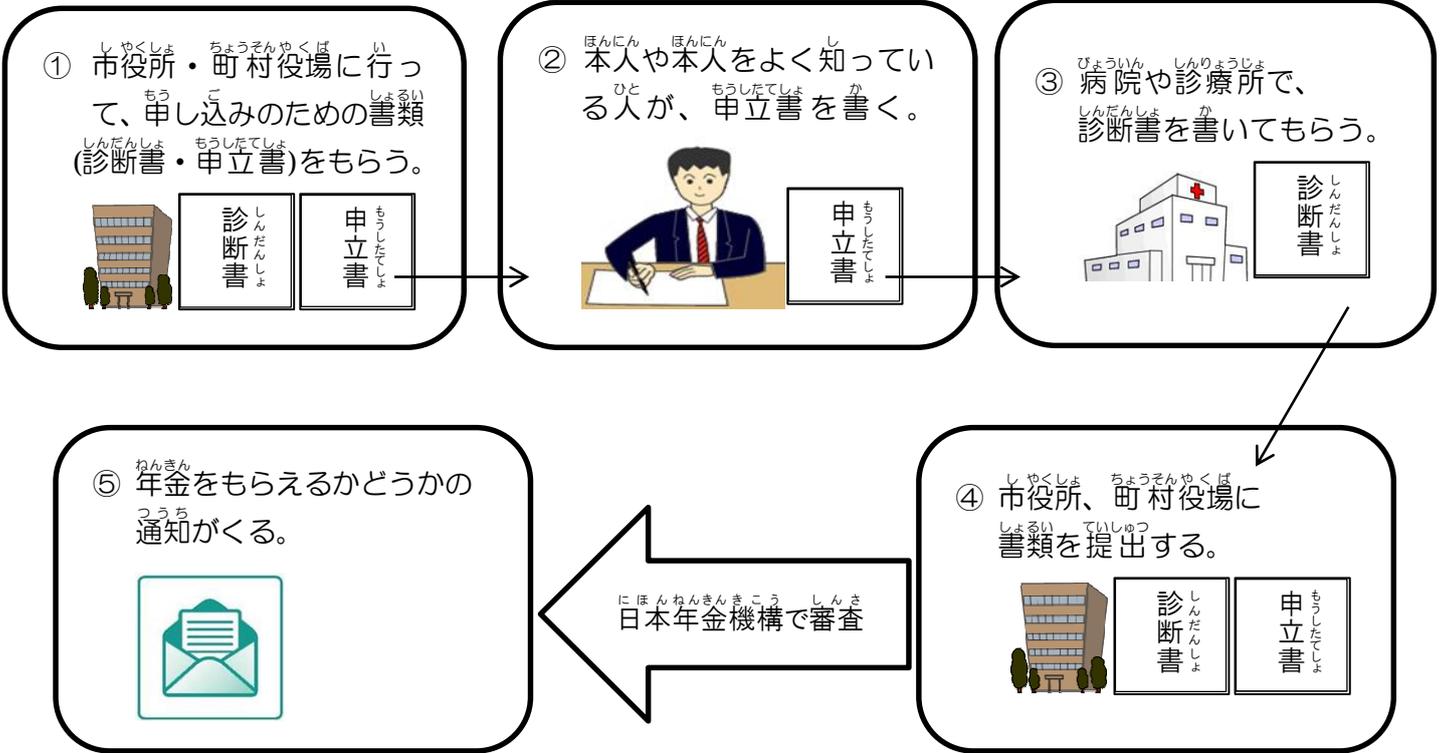
国民年金保険料の支払いが免除になる手続きをとりましょう。（法定免除）

◎ 申請が通らなかったら（不支給決定になったら）・・・

障がいの程度が変わったり、状況が変わったりした場合は、再度申請することができます。

<申し込みの手続き>

もうしこみ まどぐち こくみんねんきんか
 ○申し込みの窓口は、国民年金課です。
 ○就労しており、厚生年金を払っている方や共済組合に入っている方は、年金事務所（共済組合等）が窓口です。



【申立書の内容】

- 生まれたときのこと ● 保育所、幼稚園での様子
- 小・中学校、高校、その他の学校での学習の状況、友人関係について
- 学校を卒業してからの生活・仕事について ● 今の生活で困っていること、苦手なこと
- 日常生活の能力について など・・・

【診断書】 精神科の医師（精神・神経障がいの診断・治療に従事している医師）に書いてもらいます。

日常生活能力の質問には、1人暮らしを想定して、本人の能力を正確に伝えましょう。

★ 年金の診断書のために初めて受診をする場合は、受診前に申立書を準備しましょう。

◆療育手帳で利用できる主な制度◆

制度の名前	療育手帳の程度			所得制限や支給制限の有無
	A	B1	B2	
税金の減免	○	○	○	
重度障がい者医療費助成	○	△		あり有
重度障がい者在宅生活応援制度	△			あり有
特別障がい者手当	△			あり有
旅客運賃割引(1)	○	○	○	
有料道路の通行料金割引	○	△	△	
駐車禁止除外指定車標章の交付	○			
マル優制度の適用	○	○	○	あり有
携帯電話の割引サービス(2)	△	△	△	あり有
福祉住宅の入居	対象となる方は市町村によって変わります。			
日常生活用具の給付	対象となる方は市町村によって変わります。			

○→その程度の療育手帳を持っている人が利用できます。ただし、支給制限がある制度もあります。

△→その程度の療育手帳を持っている一部の人が利用できます。

- (1) 詳しくは各事業者へお問い合わせください。
- (2) 各携帯電話会社によって対象者の範囲が異なります。

この他に、ホームヘルプ、ガイドヘルプ、ショートステイといったサービス利用があります。市町村ごとに独自のサービスもありますので、くわしくは、お住まいの市役所、町村役場でご相談ください。

◆療育手帳の手続きでよくある質問◆

更新があるの？

療育手帳は、更新制となります。療育手帳に書かれている「次の判定年月」を確認し、手続きを行ってください。手続きは市町村の申請窓口で、療育手帳と写真を持って行き申し込めます。手帳の程度は更新時に変わることがあります。

住所などの変更はどうするの？

住所や名前の変更、または身体障がい者手帳を取得したときなど、手帳に記載されている事項に変更があるときは、お住まいの市町村の申請窓口で療育手帳を持参して、記載変更の手続きをします。転居の場合は、新しい住所地の申請窓口へ手帳を持って行き、所定の手続きをします。また、手帳が必要でなくなった場合は、申請窓口で手帳を返還できます。

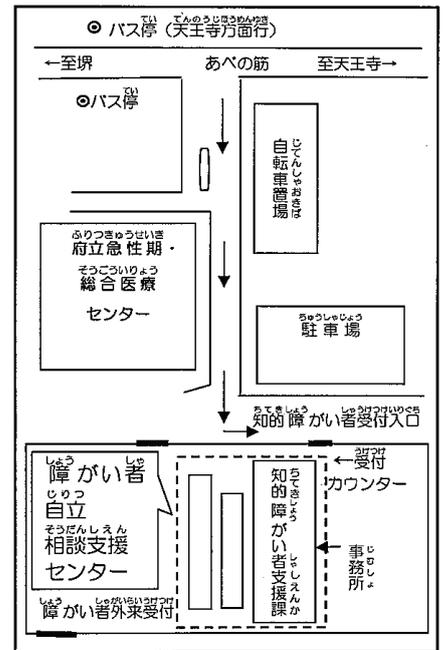
障がい者自立相談支援センターの紹介

知的障がい者の方に対しては、知的障がい者支援課が中心となって、いろいろな相談に応じます。

知的障がい者支援課

知的な障がいのある人や、そのご家族の相談をお受けします。発達障がいのある知的障がい者など、その特性にあわせて支援や相談にも取り組みます。

利用案内図

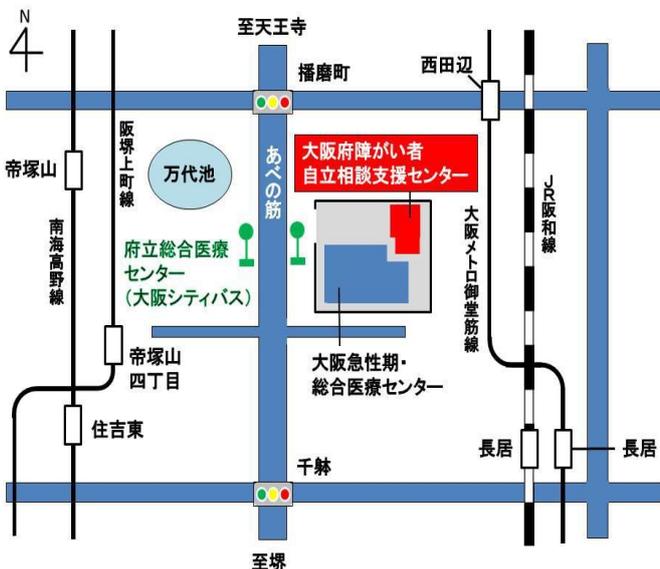


地域支援課

- 地域のなかで、安心して生活できるようないろいろな支援をしています。
- 療育手帳と身体障がい者手帳の発行もしています。

身体障がい者支援課

- 身体に障がいのある人や、そのご家族のご相談をお受けします。
- 高次脳機能障がいに関するご相談もお受けします。



大阪府障がい者自立相談支援センター

(知的障がい者支援課)

〒558-0001 大阪市住吉区大領3丁目2-36

障がい者医療・リハビリテーションセンター内
TEL 06-6692-5263 (Fax 06-6692-3981)

受付時間 午前9時から午後5時45分まで

(土日祝日年末年始をのぞく)

交通機関

- 大阪シティバス「府立総合医療センター」下車すぐ
- 阪堺上町線「帝塚山四丁目」下車徒歩約10分
- 南海高野線「帝塚山」下車 徒歩約15分
- JR阪和線「長居」下車 徒歩約20分
- 大阪メトロ御堂筋線「長居」下車 徒歩約25分